

# 市税概要

平成20年度



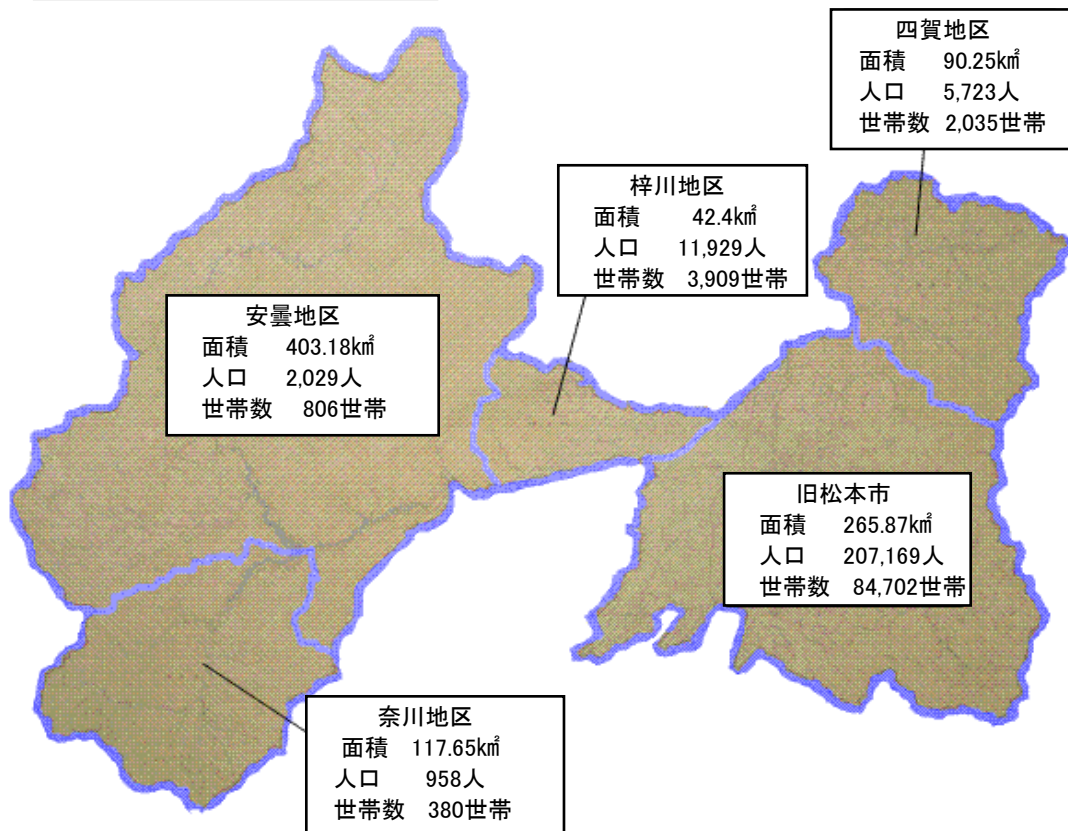
松 本 市

# はじめに

平成17年4月1日、松本市は 四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と合併し新松本市がスタートしました。人口は227,808人、面積は919.35km<sup>2</sup>で広さは県下最大です。

## 松本市の人口(平成20年4月1日現在)

面積	919.35km <sup>2</sup>
人口	227,808人
世帯数	91,832世帯



男女別・年齢三区分別人口

(単位:人)

	男	女	0歳~14歳	15~64歳	65歳~	合計
旧松本市	101,670	105,499	30,274	131,045	45,850	207,169
四賀地区	2,780	2,943	603	3,191	1,929	5,723
安曇地区	1,019	1,010	216	1,212	601	2,029
奈川地区	459	499	101	498	359	958
梓川地区	5,816	6,113	1,881	7,326	2,722	11,929
合計	111,744	116,064	33,075	143,272	51,461	227,808

# 目 次

## I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

## II 市税総括

1	20年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	19年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

## III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別調定額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	20年度課税状況調（当初）	14
5	20年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

## IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

## V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	特別土地保有税	27
3	入湯税	27
4	都市計画税	27
5	国民健康保険税	27
6	軽自動車税	28
7	利子割交付金	30
8	配当割交付金	30
9	株式等譲渡所得割交付金	30
10	ゴルフ場利用税交付金	30
11	特別地方消費税交付金	30
12	口座振替納付の状況	31
13	市税の徴収に要する経費	32
14	証明・閲覧に関する調	33

## VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

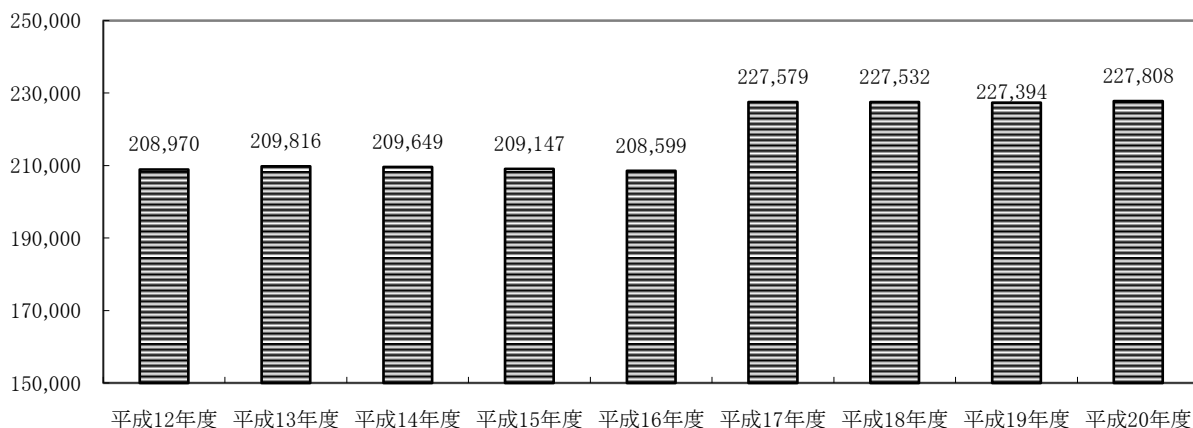
# I 市の概要

## 1 人口・世帯の推移

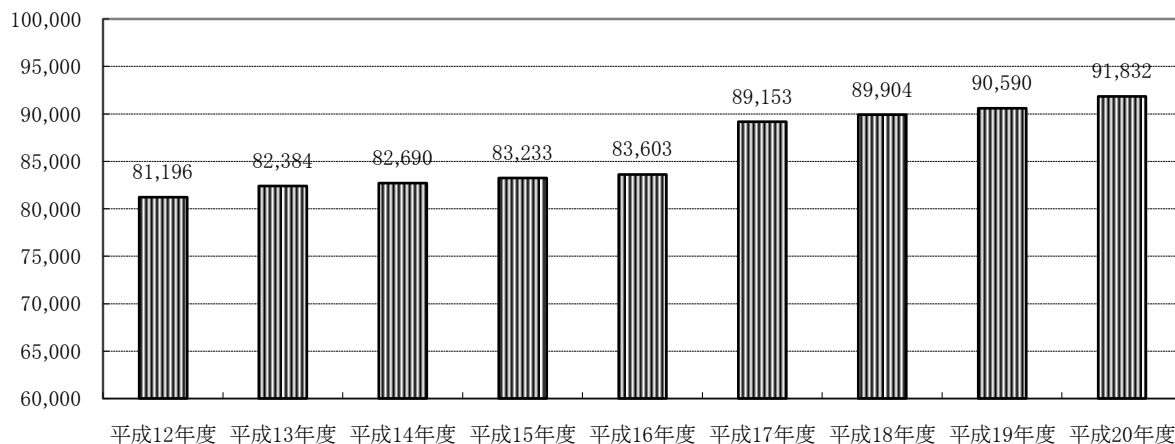
面積（合併前） 265.87K<sup>2</sup>  
 （合併後） 919.35K<sup>2</sup>

	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1K <sup>2</sup> 当たり)
		男	女	計		
平成12年度	81,196	103,534	105,436	208,970	2.6	786
平成13年度	82,384	104,058	105,758	209,816	2.5	789
平成14年度	82,690	103,838	105,811	209,649	2.5	789
平成15年度	83,233	103,417	105,730	209,147	2.5	787
平成16年度	83,603	103,151	105,448	208,599	2.5	785
平成17年度	89,153	112,066	115,513	227,579	2.6	856
平成18年度	89,904	112,039	115,493	227,532	2.5	247
平成19年度	90,590	111,891	115,503	227,394	2.5	247
平成20年度	91,832	111,744	116,064	227,808	2.5	248

備考 国勢調査に基づく数値（平成20年度は4月1日現在）



【人口】



【世帯】

## 2 市の予算と決算

### (1) 平成20年度一般会計当初予算

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	77,750,000	100.0	合 計	77,750,000	100.0
1 市 税	36,637,000	47.1	1 議 会 費	518,390	0.7
2 地 方 譲 与 税	1,020,600	1.3	2 総 務 費	8,453,630	10.9
3 利 子 割 交 付 金	91,000	0.1	3 民 生 費	21,036,790	27.1
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,502,000	3.2	4 衛 生 費	5,218,340	6.7
5 ゴルフ場利用税交付金	42,000	0.1	5 労 働 費	519,460	0.7
6 特別地方消費税交付金	0	0.0	6 農 林 水 産 業 費	2,024,600	2.6
7 自動車取得税交付金	337,000	0.4	7 商 工 費	6,499,340	8.4
8 配 当 割 交 付 金	100,000	0.1	8 土 木 費	6,909,120	8.9
9 株式等譲渡所得割交付金	128,000	0.2	9 消 防 費	2,206,930	2.8
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	19,000	0.0	10 教 育 費	10,219,720	13.1
11 地 方 交 付 税	360,520	0.5	11 災 害 復 旧 費	200	0.0
12 地 方 交 付 税	10,530,000	13.5	12 公 債 費	11,485,300	14.8
13 交通安全対策特別交付金	60,000	0.1	13 諸 支 出 金	2,508,180	3.2
14 分担金及び負担金	1,517,280	2.0	14 予 備 費	150,000	0.2
15 使用料及び手数料	1,909,660	2.5			
16 国 庫 支 出 金	5,420,010	7.0			
17 県 支 出 金	3,376,800	4.3			
18 財 産 収 入	360,180	0.5			
19 寄 附 金	5,140	0.0			
20 繰 入 金	904,320	1.2			
21 繰 越 金	30,000	0.0			
22 諸 収 入	5,850,590	7.5			
23 市 債	6,548,900	8.4			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

### (2) 平成19年度一般会計決算状況

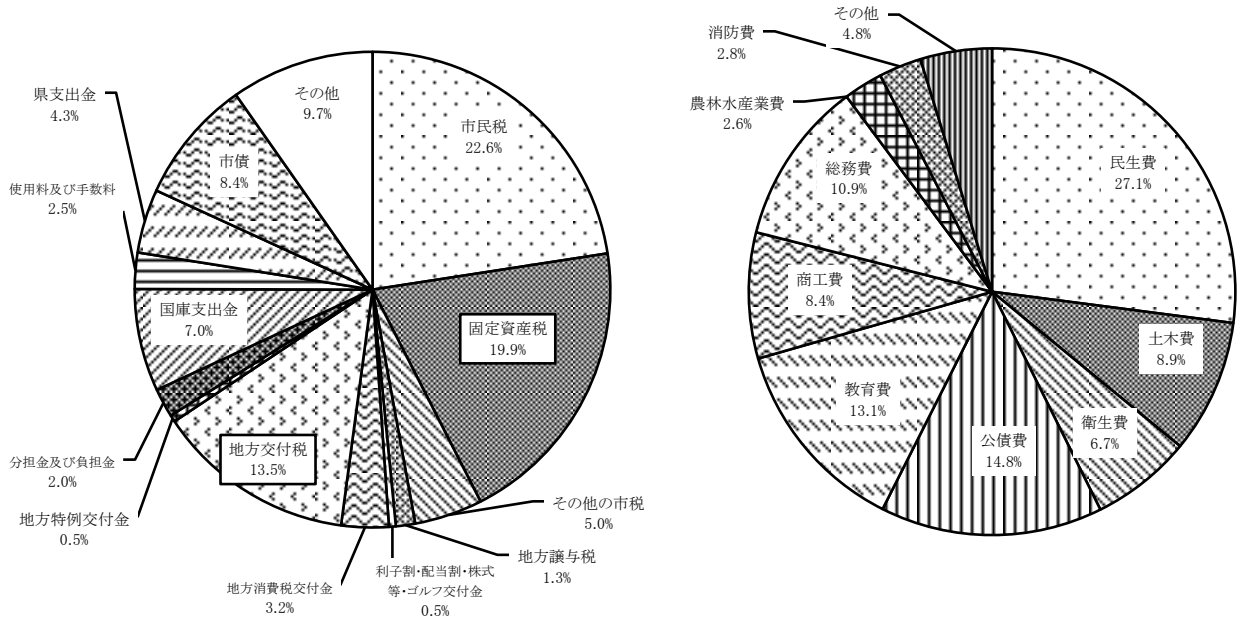
単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	82,353,926	100.0	合 計	80,914,246	100.0
1 市 税	36,905,946	44.8	1 議 会 費	498,706	0.6
2 地 方 譲 与 税	1,009,171	1.2	2 総 務 費	10,155,833	12.6
3 利 子 割 交 付 金	153,574	0.2	3 民 生 費	20,591,098	25.4
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,647,933	3.2	4 衛 生 費	5,526,117	6.8
5 ゴルフ場利用税交付金	43,230	0.1	5 労 働 費	486,682	0.6
6 特別地方消費税交付金	0	0.0	6 農 林 水 産 業 費	2,541,495	3.1
7 自動車取得税交付金	406,689	0.5	7 商 工 費	6,337,157	7.8
8 配 当 割 交 付 金	117,761	0.1	8 土 木 費	9,239,277	11.4
9 株式等譲渡所得割交付金	69,608	0.1	9 消 防 費	2,331,950	2.9
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	19,411	0.0	10 教 育 費	9,006,463	11.1
11 地方特例交付金	246,543	0.3	11 災 害 復 旧 費	292,143	0.4
12 地 方 交 付 税	11,802,326	14.3	12 公 債 費	11,421,631	14.1
13 交通安全対策特別交付金	68,000	0.1	13 諸 支 出 金	2,485,694	3.1
14 分担金及び負担金	1,439,738	1.7	14 予 備 費	0	0.0
15 使用料及び手数料	1,902,025	2.3			
16 国 庫 支 出 金	6,720,756	8.2			
17 県 支 出 金	3,424,117	4.2			
18 財 産 収 入	355,734	0.4			
19 寄 附 金	205,782	0.2			
20 繰 入 金	604,565	0.7			
21 繰 越 金	1,469,552	1.8			
22 諸 収 入	5,782,565	7.0			
23 市 債	6,958,900	8.4			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

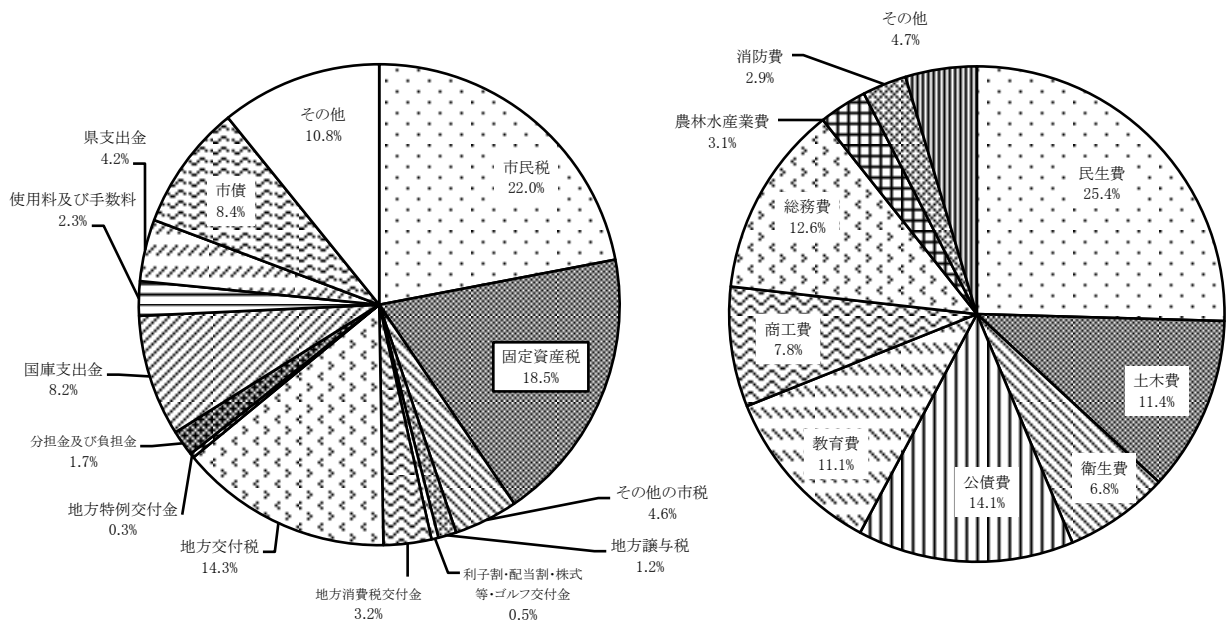
# 平成20年度一般会計当初予算

歳入 77,750,000千円 歳出 77,750,000千円



# 平成19年度一般会計決算額

歳入 82,353,926千円 歳出 80,914,246千円



### 3 税務機構と事務分掌

(平成20年4月現在)

区分	係	課長	係長	主査	主任	主事	事務員	嘱託	計	事務分掌	
財政部	市民税課		1						1		
		庶務係	1		3	4	1		1	10	税制研究、市税統計、予算、諸証明、市民税(特別徴収)・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務 ※ 部課長が庶務係長事務取扱
		市民税係		(2) 3	4	5	4	1		17	市民税(普通徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	2	3	7	9	5	1	1	28	
	資産税課		1							1	
		庶務係		1	2	1	1		1	6	税制研究、市税統計、予算、公図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地係		1	1	5	1			8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価、土地の異動整理
		家屋係		(1) 1	3	6	2			12	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、家屋の異動整理
		計	1	3	6	12	4	0	1	27	
	納税課		1							1	
		庶務係		(1) 1	1	3	2			7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、他の係に属さない事務
		整理担当		(5) 12	5	4	4		3	28	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
計		1	13	6	7	6	0	3	36		

健康福祉部	保険課		1						1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当	1	(3) 4	5	8	2	1	17		38
		計	2	4	5	8	2	1	17		39

( )内の数字は課長補佐(再掲)



## Ⅱ 市税総括

### 1 20年度市税の当初予算

区 分		平成20年度 当初予算額(A)	平成19年度 当初予算額(B)	平成19年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 36,637,000	千円 36,585,000	千円 36,585,000	% 0.1	
1	市 民 税	17,542,000	17,615,000	17,615,000	△ 0.4	
(1)	個 人	現年課税分	12,526,000	12,078,000	12,078,000	3.7
		滞納繰越分	147,000	114,000	114,000	28.9
(2)	法 人	現年課税分	4,845,000	5,406,000	5,406,000	△ 10.4
		滞納繰越分	24,000	17,000	17,000	41.2
2	固 定 資 産 税	15,497,000	15,355,000	15,355,000	0.9	
(1)	純固定資産税	現年課税分	15,157,000	14,991,000	14,991,000	1.1
		滞納繰越分	202,000	211,000	211,000	△ 4.3
(2)	交付金(及び納付金)	138,000	153,000	153,000	△ 9.8	
3	軽自動車税	394,000	382,000	382,000	3.1	
	現年課税分	390,000	378,000	378,000	3.2	
	滞納繰越分	4,000	4,000	4,000	0.0	
4	市たばこ税	1,424,000	1,477,000	1,477,000	△ 3.6	
5	特別土地保有税	0	0	0	-	
	現年課税分	0	0	0	-	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
6	入 湯 税	97,000	97,000	97,000	0.0	
	現年課税分	97,000	97,000	97,000	0.0	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
7	都市計画税	1,683,000	1,659,000	1,659,000	1.4	
	現年課税分	1,660,000	1,635,000	1,635,000	1.5	
	滞納繰越分	23,000	24,000	24,000	△ 4.2	
国民健康保険税		5,379,540	6,380,390	6,458,170	△ 15.7	
(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	3,054,640	4,220,340	4,367,170	△ 27.6
		滞納繰越分	253,670	202,120	164,210	25.5
	(イ)退職分	現年課税分	263,330	1,421,090	1,394,410	△ 81.5
		滞納繰越分	22,900	12,970	17,220	76.6
(1)支援金分	(ア)一般分	現年課税分	1,107,010	0	0	0.0
		滞納繰越分	0	0	0	0.0
	(イ)退職分	現年課税分	97,240	0	0	0.0
		滞納繰越分	0	0	0	0.0
(2)介護分	(ア)一般分	現年課税分	455,660	394,390	397,470	15.5
		滞納繰越分	25,690	21,160	14,450	21.4
	(イ)退職分	現年課税分	93,150	107,350	101,680	△ 13.2
		滞納繰越分	6,250	970	1,560	544.3

備考： 2 固定資産税(2)交付金及び納付金は20年度から税目変更で交付金となる

## 2 税目別決算額比較表

科 目	平 成 16 年 度					平 成 17 年 度			
	決 算 額					決 算 額			
	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合 計	33,020,275	0.3	30,898,022	0.1	93.57	35,751,893	8.3	33,580,463	8.7
現年課税分	31,176,698	0.2	30,601,131	0.2	98.15	33,837,091	8.5	33,235,469	8.6
滞納繰越分	1,843,577	0.7	296,891	△3.2	16.10	1,914,802	3.9	344,994	16.2
1 市 民 税	13,772,413	△ 0.9	13,009,335	△ 0.7	94.46	14,744,922	7.1	13,977,704	7.4
現年課税分	13,093,312	△ 0.5	12,903,298	△ 0.6	98.55	14,051,290	7.3	13,849,542	7.3
滞納繰越分	679,101	△ 8.1	106,037	△ 1.5	15.61	693,632	2.1	128,162	20.9
2 固 定 資 産 税	15,584,088	1.2	14,395,453	0.7	92.37	17,195,994	10.3	15,962,408	10.9
現年課税分	14,566,377	0.8	14,228,998	0.8	97.68	16,124,030	10.7	15,774,697	10.9
滞納繰越分	1,017,711	7.1	166,455	△ 1.4	16.36	1,071,964	5.3	187,711	12.8
3 軽自動車税	324,388	4.1	304,958	3.3	94.01	381,744	17.7	359,598	17.9
現年課税分	309,350	3.5	301,803	3.2	97.56	363,074	17.4	355,186	17.7
滞納繰越分	15,038	17.7	3,155	19.2	20.98	18,670	24.2	4,412	39.8
4 市たばこ税	1,385,255	1.4	1,385,255	1.4	100.0	1,446,316	4.4	1,446,316	4.4
現年課税分	1,385,255	1.4	1,385,255	1.4	100.0	1,446,316	4.4	1,446,316	4.4
滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 特別土地保有税	2,015	△74.6	0	△100.0	0.00	2,015	0.0	1,782	100.0
現年課税分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滞納繰越分	2,015	-	0	-	0.00	2,015	0.0	1,782	100.0
6 入 湯 税	59,407	△ 5.7	57,925	△ 7.9	97.51	101,990	71.7	99,408	71.6
現年課税分	59,310	△ 5.8	57,828	△ 8.0	97.50	100,167	68.9	98,471	70.3
滞納繰越分	97	100.0	97	100.0	100.0	1,823	100.0	937	100.0
7 都 市 計 画 税	1,892,709	0.1	1,745,096	△ 0.2	92.20	1,878,912	△ 0.7	1,733,247	△ 0.7
現年課税分	1,763,094	△ 0.3	1,723,949	△ 0.1	97.78	1,752,214	△ 0.6	1,711,257	△ 0.7
滞納繰越分	129,615	7.2	21,147	△ 2.5	16.32	126,698	△ 2.3	21,990	4.0
国民健康保険税	7,405,669	8.8	5,757,976	12.3	77.75	8,090,245	9.2	6,280,416	9.1
現年課税分	6,075,372	12.9	5,585,289	12.0	91.93	6,553,017	7.9	6,044,064	8.2
滞納繰越分	1,330,297	△ 6.8	172,687	22.2	12.98	1,537,228	15.6	236,352	36.9

	平成18年度					平成19年度				
	決算額					決算額				
徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
93.93	36,142,053	1.1	33,970,841	1.2	93.99	39,210,496	8.5	36,905,946	8.6	94.12
98.22	34,289,327	1.3	33,679,052	1.3	98.22	37,326,691	8.9	36,609,155	8.7	98.08
18.02	1,852,726	△ 3.2	291,789	△ 15.4	15.75	1,883,805	1.7	296,791	1.7	15.75
94.80	16,121,270	9.3	15,351,491	9.8	95.23	19,017,785	18.0	18,114,920	18.0	95.25
98.56	15,469,551	10.1	15,233,974	10.0	98.48	18,334,531	18.5	18,004,298	18.2	98.20
18.48	651,719	△ 6.0	117,517	△ 8.3	18.03	683,254	4.8	110,622	△ 5.9	16.19
92.83	16,297,687	△ 5.2	15,066,407	△ 5.6	92.45	16,476,025	1.1	15,244,863	1.2	92.53
97.83	15,241,155	△ 5.5	14,914,233	△ 5.5	97.86	15,420,199	1.2	15,082,243	1.1	97.81
17.51	1,056,532	△ 1.4	152,174	△ 18.9	14.40	1,055,826	△ 0.1	162,620	6.9	15.40
94.20	391,641	2.6	367,542	2.2	93.85	407,064	3.9	379,917	3.4	93.33
97.83	373,007	2.7	363,242	2.3	97.38	385,504	3.4	375,112	3.3	97.30
23.63	18,634	△ 0.2	4,300	△ 2.5	23.08	21,560	15.7	4,805	11.7	22.29
100.0	1,467,838	1.5	1,467,838	1.5	100.0	1,433,894	△ 2.3	1,433,894	△ 2.3	100.00
100.0	1,467,838	1.5	1,467,838	1.5	100.0	1,433,894	△ 2.3	1,433,894	△ 2.3	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
88.44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
88.44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97.47	98,623	△ 3.3	96,141	△ 3.3	97.48	100,291	1.7	100,291	4.3	100.00
98.31	96,039	△ 4.1	96,039	△ 2.5	100.00	100,291	4.4	100,291	4.4	100.00
51.43	2,584	41.7	102	△ 89.1	3.95	—	—	—	—	—
92.25	1,764,994	△ 6.1	1,621,422	△ 6.5	91.87	1,775,437	0.6	1,632,061	0.7	91.92
97.66	1,641,737	△ 6.3	1,603,726	△ 6.3	97.68	1,652,272	0.6	1,613,317	0.6	97.64
17.36	123,257	△ 2.7	17,696	△ 19.5	14.36	123,165	△ 0.1	18,744	5.9	15.22
77.63	8,095,216	0.1	6,235,413	△ 0.7	77.03	8,491,051	4.9	6,447,807	3.4	75.94
92.23	6,568,643	0.2	6,059,040	0.2	92.24	6,769,637	3.1	6,248,862	3.1	92.31
15.38	1,526,573	△ 0.7	176,373	△ 25.4	11.55	1,721,414	12.8	198,945	12.8	11.56

### 3 19年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 37,326,691	千円 1,883,805	千円 39,210,496	千円 36,609,155
普 通 税	計	35,574,128	1,760,640	37,334,768	34,895,547
	1 市 民 税	18,334,531	683,254	19,017,785	18,004,298
	(1) 個 人 均 等 割	325,053	14,898	339,951	313,809
	(2) 個 人 所 得 割	12,203,047	560,329	12,763,376	11,911,011
	(上記のうち退職所得分)	108,634	—	108,634	108,634
	(3) 法 人 均 等 割	1,161,999	21,619	1,183,618	1,156,474
	(4) 法 人 税 割	4,644,432	86,408	4,730,840	4,623,004
	2 固 定 資 産 税	15,420,199	1,055,826	16,476,025	15,082,243
	(1) 純 固 定 資 産 税	15,266,511	1,055,826	16,322,337	14,928,555
	ア 土 地	5,849,233	404,531	6,253,764	5,719,129
	イ 家 屋	6,683,104	462,201	7,145,305	6,535,722
	ウ 償 却 資 産	2,734,174	189,094	2,923,268	2,673,704
	(2) 交 付 金 及 び 納 付 金	153,688	—	153,688	153,688
	3 軽 自 動 車 税	385,504	21,560	407,064	375,112
	4 市 た ば こ 税	1,433,894	—	1,433,894	1,433,894
5 特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—	
(1) 保 有 分	—	—	—	—	
(2) 取 得 分	—	—	—	—	
(3) 遊 休 土 地 分	—	—	—	—	
目 的 税	計	1,752,563	123,165	1,875,728	1,713,608
	1 入 湯 税	100,291	—	100,291	100,291
	2 都 市 計 画 税	1,652,272	123,165	1,775,437	1,613,317
	(1) 土 地	893,779	66,625	960,404	872,643
(2) 家 屋	758,493	56,540	815,033	740,674	
国民健康保険税		6,769,637	1,721,414	8,491,051	6,248,862

入 額		徴 収 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度 (F)/(C)×100
千円	千円	%	%	%	%
296,791	36,905,946	98.08	15.75	94.12	93.99
278,047	35,173,594	98.09	15.79	94.21	94.09
110,622	18,114,920	98.20	16.19	95.25	95.23
2,600	316,409	96.54	17.45	93.07	93.98
97,796	12,008,807	97.61	17.45	94.09	93.98
—	108,634	100.00	—	100.00	100.00
2,046	1,158,520	99.52	9.46	97.88	97.81
8,180	4,631,184	99.54	9.47	97.89	97.79
162,620	15,244,863	97.81	15.40	92.53	92.45
162,620	15,091,175	97.79	15.40	92.46	92.37
62,300	5,781,429	97.78	15.40	92.45	92.38
71,195	6,606,917	97.79	15.40	92.47	92.36
29,125	2,702,829	97.79	15.40	92.46	92.38
—	153,688	100.00	—	100.00	100.00
4,805	379,917	97.30	22.29	93.33	93.85
—	1,433,894	100.00	—	100.00	100.00
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
18,744	1,732,352	97.78	15.22	92.36	92.16
—	100,291	100.00	—	100.00	97.48
18,744	1,632,061	97.64	15.22	91.92	91.87
10,139	882,782	97.64	15.22	91.92	91.86
8,605	749,279	97.65	15.22	91.93	91.87
198,945	6,447,807	92.31	11.56	75.94	77.03

#### 4 市税負担状況調

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	税額 円	伸率 %	税額 円	伸率 %	税額 円	伸率 %	税額 円	伸率 %	税額 円	伸率 %
市税総額	149,335	△ 3.8	150,013	0.5	148,466	△ 1.0	150,793	1.6	163,852	8.7
市民税個人	43,503	△ 7.6	41,656	△ 4.2	41,691	0.1	45,223	8.5	54,994	21.6
純固定資産税	68,773	△ 4.0	69,379	0.9	70,055	1.0	66,342	△ 5.3	67,015	1.0
その他の税	37,059	1.4	38,978	5.2	36,720	△ 5.8	39,228	6.8	41,843	6.7
市税総額	379,475	△ 4.5	377,416	△ 0.5	373,269	△ 1.1	375,621	0.6	406,467	8.2
市民税個人	110,546	△ 8.3	104,803	△ 5.2	104,818	0.0	112,651	7.5	136,424	21.1
純固定資産税	174,760	△ 4.7	174,549	△ 0.1	176,131	0.9	165,255	△ 6.2	166,244	0.6
その他の税	94,170	0.7	98,064	4.1	92,320	△ 5.9	97,715	5.8	103,799	6.2
人口一人当たり										
一世帯当たり										

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

### Ⅲ 市県民税

#### 1 年度別納税義務者調

##### (1) 市民税(個人)

区 分		18 年 度	19 年 度	20 年 度
		人	人	人
合 計	納 税 義 務 者 数	108,897	109,461	109,696
	均 等 割 の み	6,791	6,677	6,914
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	102,106	102,784	102,782
特別徴収	納 税 義 務 者 数	60,062	60,494	61,279
	均 等 割 の み	1,211	1,231	1,335
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	58,851	59,263	59,944
普通徴収	納 税 義 務 者 数	48,835	48,967	48,417
	均 等 割 の み	5,580	5,446	5,579
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	43,255	43,521	42,838
特別徴収義務者		6,007	6,031	6,056

備考 課税状況の調2・3表によります。

##### (2) 県民税(個人)

区 分		18 年 度	19 年 度	20 年 度
		人	人	人
納 税 義 務 者 数		108,904	109,465	109,700
均 等 割 の み		6,993	6,714	6,951
所 得 割 の み		0	0	0
均等割・所得割合算		101,911	102,751	102,749

## 2 年度別調定額の調

### (1) 市民税(個人)

区 分		18 年 度	19 年 度	20 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 211,533,964	千円 212,160,523	千円 214,511,012
	所 得 割	9,820,422	12,251,935	12,317,247
	均 等 割	315,644	323,170	329,100
	計	10,136,066	12,575,105	12,646,347
特 別 徴 収	課 税 所 得 金 額	147,864,203	148,956,895	150,413,542
	所 得 割	6,956,849	8,631,031	8,663,577
	均 等 割	179,682	181,255	183,837
	計	7,136,531	8,812,286	8,847,414
普 通 徴 収	課 税 所 得 金 額	63,669,761	63,203,628	64,097,470
	所 得 割	2,863,573	3,620,904	3,653,670
	均 等 割	135,962	141,915	145,263
	計	2,999,535	3,762,819	3,798,933

備考 所得割は特別減税、定率控除後

### (2) 県民税(個人)

区 分		18 年 度	19 年 度	20 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 211,533,964	千円 212,160,523	千円 214,511,012
	所 得 割	4,089,425	8,167,028	8,209,129
	均 等 割	105,031	107,375	164,551
	計	4,194,456	8,274,403	8,373,680
特 別 徴 収	課 税 所 得 金 額	147,864,203	148,956,895	150,413,542
	所 得 割	2,835,351	5,753,293	5,774,564
	均 等 割	59,886	60,403	91,919
	計	2,895,237	5,813,696	5,866,483
普 通 徴 収	課 税 所 得 金 額	63,669,761	63,203,628	64,097,470
	所 得 割	1,254,074	2,413,735	2,434,565
	均 等 割	45,145	46,972	72,632
	計	1,299,219	2,460,707	2,507,197

備考 各年度当初調定数字(税額は、当初課税による調定額)



### 3 所得区分による課税状況

#### (1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	18 年 度		19 年 度		20 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	80,859	79.2	81,505	79.3	81,889	79.7
営 業 等 所 得 者	4,438	4.3	4,378	4.3	4,192	4.1
農 業 所 得 者	388	0.4	488	0.5	439	0.4
そ の 他 の 所 得 者	15,366	15.0	15,493	15.1	15,406	15.0
譲渡所得者等の所得者	1,055	1.0	920	0.9	856	0.8
合 計	102,106	100.0	102,784	100.0	102,782	100.0

#### (2) 年度別所得割額

区 分	18 年 度		19 年 度		20 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	8,002,314	81.5	10,158,886	82.9	10,235,960	83.1
営 業 等 所 得 者	526,900	5.4	540,765	4.4	537,395	4.4
農 業 所 得 者	22,837	0.2	41,684	0.3	36,092	0.3
そ の 他 の 所 得 者	822,173	8.4	1,144,686	9.3	1,148,289	9.3
譲渡所得者等の所得者	446,198	4.5	365,914	3.0	359,510	2.9
合 計	9,820,422	100.0	12,251,935	100.0	12,317,246	100.0
( 平 均 税 率 )	5.0		6.0		6.0	

備考 課税状況の調第5表～第12表によります。

#### 4 20年度課税状況調(当初)

所得者区分	区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者	
		人員	均等割額	人員	所得割額
給与所得者		人 3,462	千円 10,926	人 0	千円 0
営業等所得者		818	2,454	0	0
農業所得者		152	456	0	0
その他の所得者		2,302	6,906	0	0
家屋敷等のみ		0	0		
計		6,734	20,742	0	0
平成19年度		6,677	18,444	0	0

備考 課税状況の調第2表によります。

#### 5 20年度課税所得の状況

##### (1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分	納税義務者数	総所得金額等(山林所得含)	先物取引に係る雑所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等に係る譲渡所得	所得合計額
10万円以下		4,154	2,724,042	2,243	2,093,698	4,898	261,453	5,086,334
10万円～ 100万円		33,963	47,889,495	12,154	712,112	580	131,462	48,745,803
100万円～ 200万円		30,171	74,823,861	1,318	868,593	3,191	164,337	75,861,300
200万円～ 300万円		15,469	58,154,234	3,320	320,051	0	62,041	58,539,646
300万円～ 400万円		8,294	42,192,246	675	274,965	0	66,633	42,534,519
400万円～ 550万円		5,606	35,805,448	13,432	236,143	0	73,307	36,128,330
550万円～ 700万円		2,005	16,134,485	102	125,455	2,819	104,146	16,367,007
700万円～ 1,000万円		1,545	15,825,329	7,332	161,139	0	85,073	16,078,873
1,000万円を超える金額		1,575	31,037,739	0	298,345	4,827	448,938	31,789,849
合計		102,782	324,586,879	40,576	5,090,501	16,315	1,397,390	331,131,661

備考 課税状況の調第12表によります。

均等割と所得割のみを納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
82,175	246,525	10,355,803	85,637	10,613,254
4,221	12,663	551,748	5,039	566,865
440	1,320	36,149	592	37,925
15,946	47,838	1,373,546	18,248	1,428,290
			0	0
102,782	308,346	12,317,246	109,516	12,646,334
102,784	304,715	12,251,935	109,461	12,575,094

## 6 法人市民税の課税状況

### (1) 年度別均等割納税義務者数

年度 区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	社	社	社	社	社
1号法人	39	48	48	51	50
2号法人	10	12	10	12	16
3号法人	615	659	626	605	617
4号法人	63	65	63	60	58
5号法人	405	428	420	424	430
6号法人	116	118	111	118	118
7号法人	1,391	1,489	1,429	1,395	1,399
8号法人	36	35	39	45	46
9号法人	4,913	5,254	5,427	5,467	5,511
合計	7,588	8,108	8,173	8,177	8,245
伸率	1.1%	6.9%	0.8%	0.3%	0.8%

備考 区分は地方税法第312条で定める区分  
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)  
20年度は6月末現在の数値

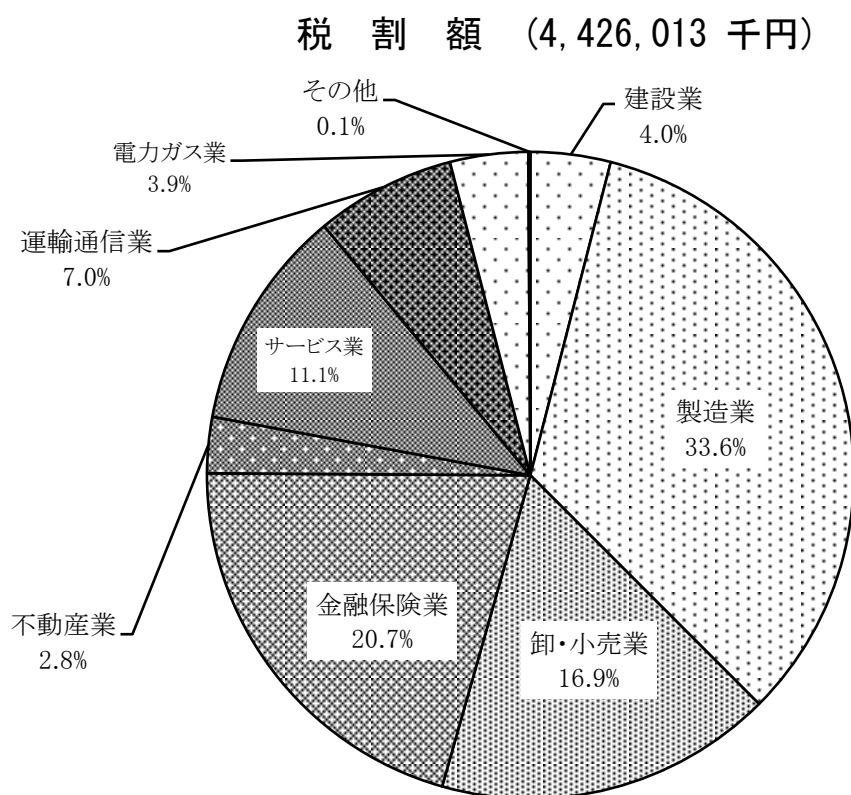
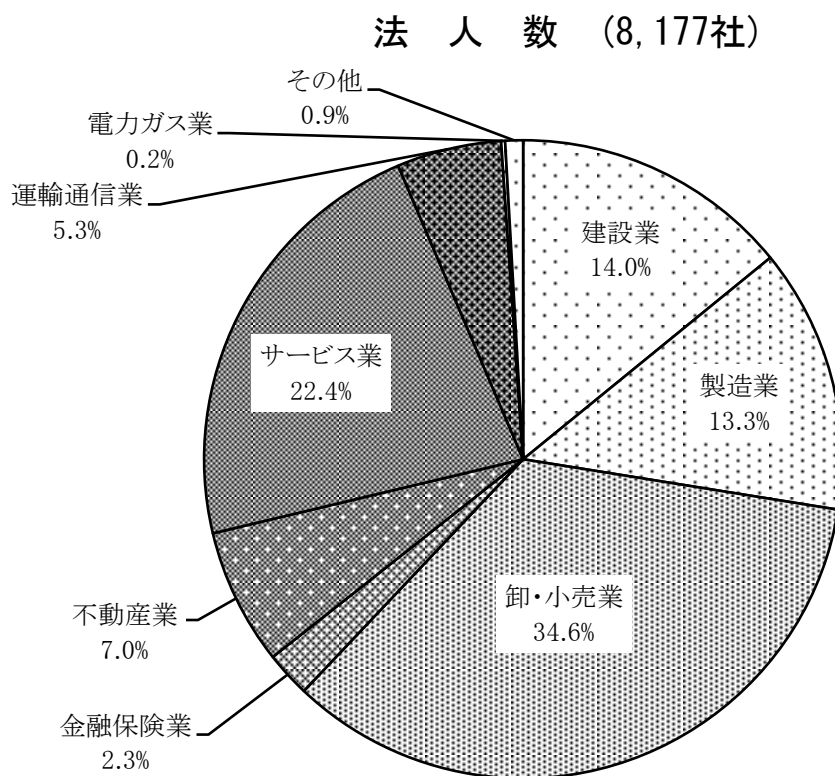
### (2) 年度別調定額

(千円)

区分		16年度	17年度	18年度	19年度
現年度分	税割	3,273,670	3,318,962	3,937,566	4,426,013
	均等割	1,098,329	1,173,097	1,151,750	1,151,721
	計	4,371,999	4,492,059	5,089,316	5,577,734
過年度分	税割	65,474	49,831	91,594	218,420
	均等割	4,107	6,990	5,094	10,278
	計	69,581	56,821	96,688	228,698
合計	税割	3,339,144	3,368,793	4,029,160	4,644,433
	均等割	1,102,436	1,180,087	1,156,844	1,161,999
	計	4,441,580	4,548,880	5,186,004	5,806,432
	伸率	8.5%	2.4%	14.0%	12.0%

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成19年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)



## (4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
8	28.7	8.1	29.1	△ 23.4	△ 1.7	568.4	2.9
	5,416,416	96,882	5,319,534	3,312	1,648	1,183	523,292
9	△ 8.0	△ 32.1	△ 7.5	△ 47.4	△ 79.7	△ 15.7	△ 5.7
	4,985,795	65,799	4,919,996	1,741	334	997	493,543
10	19.5	104.7	18.3	14.9	674.6	5.2	△ 34.4
	5,955,643	134,694	5,820,949	2,000	2,587	1,049	323,727
11	△ 30.3	△ 28.7	△ 30.4	△ 30.5	81.6	6.8	△ 18.9
	4,148,468	96,001	4,052,467	1,390	4,697	1,120	262,476
12	△ 1.1	21.3	△ 1.6	43.7	△ 30.0	△ 14.2	10.9
	4,104,770	116,413	3,988,357	1,998	3,289	961	290,969
13	△ 7.0	△ 33.2	△ 6.2	△ 18.6	40.3	△ 74.6	△ 30.6
	3,819,101	77,785	3,741,316	1,626	4,616	244	201,817
14	△ 25.7	67.9	△ 27.6	0.4	△ 77.4	78.7	△ 24.0
	2,837,658	130,635	2,707,023	1,633	1,045	436	153,422
15	5.9	△ 49.9	8.6	△ 64.9	305.9	△ 78.9	△ 16.2
	3,004,176	65,474	2,938,702	573	4,242	92	128,557
16	10.9	△ 11.8	11.4	62.1	△ 2.1	1430.4	△ 14.6
	3,331,423	57,753	3,273,670	929	4,153	1,408	109,733
17	1.1	△ 13.7	1.4	△ 47.7	△ 31.1	△ 91.5	6.0
	3,368,793	49,831	3,318,962	486	2,862	120	116,284
18	19.6	83.8	18.6	153.3	△ 85.1	1047.5	41.3
	4,029,160	91,594	3,937,566	1,231	426	1,377	164,331
19	15.3	138.5	12.4	40.6	165.7	△ 71.7	8.0
	4,644,433	218,420	4,426,013	1,731	1,132	390	177,508

上段 前年対比伸率 %

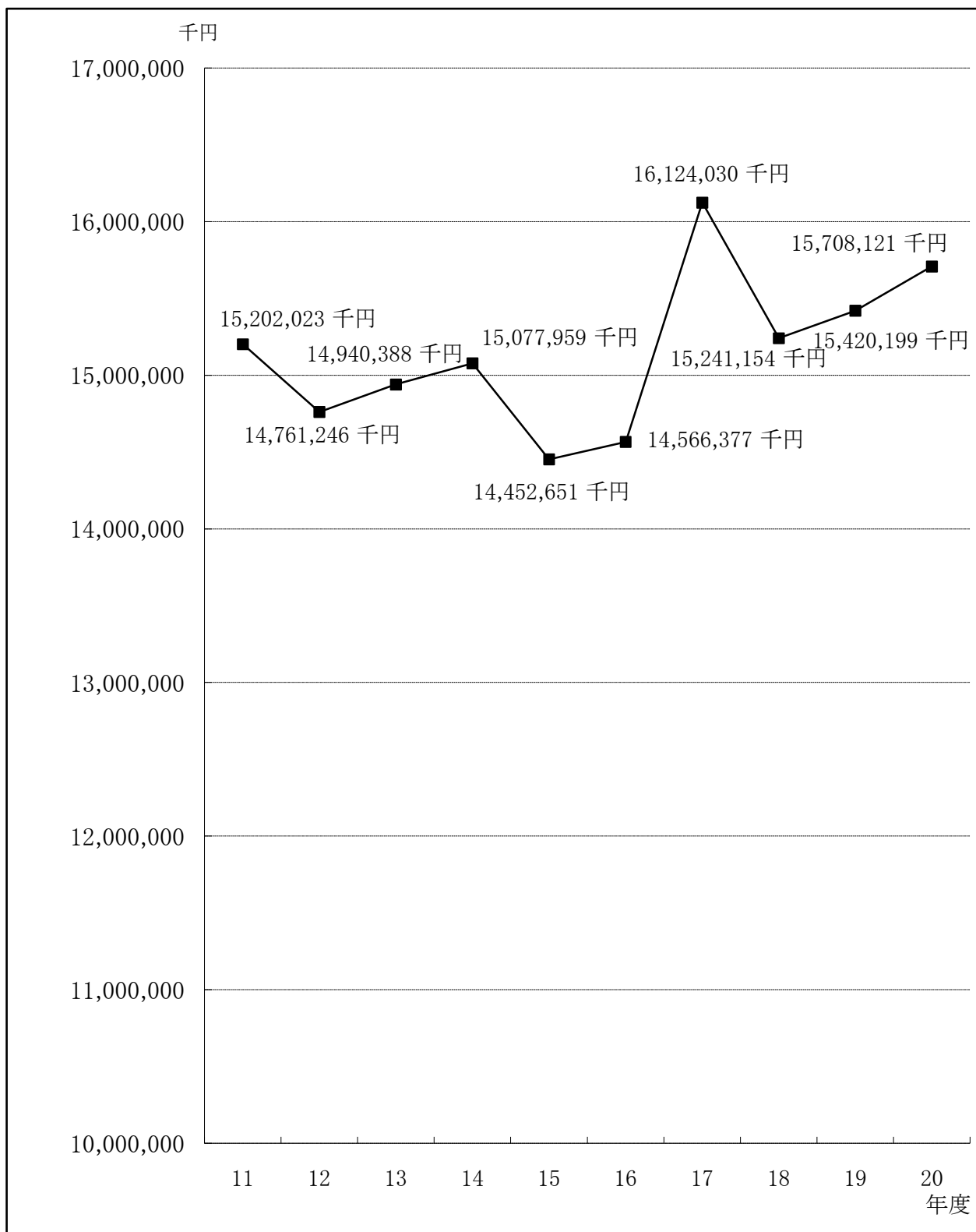
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸業 通信業	電力業 ガス業	サービス業
19.9	13.9	96.5	26.6	74.5	△ 45.2	19.6
1,488,473	1,008,935	1,391,047	100,955	267,581	92,641	440,467
11.6	△ 6.9	△ 26.9	△ 20.5	△ 8.2	△ 34.9	△ 4.7
1,660,813	939,234	1,017,498	80,269	245,609	60,335	419,623
42.2	△ 23.2	61.3	△ 2.0	△ 39.2	96.7	0.2
2,362,395	721,284	1,640,964	78,637	149,341	118,693	420,272
△ 38.8	△ 0.5	△ 52.5	△ 16.8	59.4	△ 11.7	3.0
1,444,999	717,406	779,134	65,412	238,093	104,803	432,937
△ 5.5	3.5	0.1	36.5	△ 17.7	9.0	△ 6.6
1,365,192	742,247	779,899	89,320	195,923	114,197	404,362
△ 3.6	10.5	△ 22.3	△ 35.5	△ 24.3	11.5	13.3
1,315,577	819,906	606,268	57,621	148,258	127,323	458,058
△ 37.4	△ 26.3	△ 44.0	△ 7.8	7.4	23.7	△ 9.9
823,534	604,536	339,378	53,153	159,266	157,513	412,923
10.1	12.8	5.0	19.4	33.7	△ 10.8	7.2
907,018	681,981	356,335	63,474	212,948	140,514	442,850
25.2	△ 1.2	38.9	△ 17.0	△ 16.4	41.1	△ 4.3
1,135,967	673,716	494,784	52,694	177,934	198,252	423,980
△ 13.3	△ 0.7	42.4	△ 4.8	50.7	△ 1.2	△ 23.0
985,041	668,972	704,521	50,144	268,090	195,840	326,495
32.9	19.2	11.1	18.7	20.4	△ 18.8	4.0
1,309,172	797,302	782,734	59,511	322,756	159,093	339,533
13.2	△ 6.0	17.3	110.6	△ 3.9	7.5	44.1
1,482,424	749,130	917,819	125,358	310,041	171,061	489,319

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

## IV 固定資産税

### 1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 20年度は7月末調定の数値  
2 調定額は、純固定資産税と交付金及び納付金の合計  
3 交付金及び納付金 20年度から税目変更



## 2 固定資産税の区分別調定額の調

### (1) 純固定資産税

区 分		17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度
課 税 標 準 額	土 地	413,967,109千円	417,588,514千円	419,487,744千円	417,885,366千円
	家 屋	542,279,955	479,192,447	494,540,788	512,887,730
	償 却 資 産	203,255,178	197,769,639	195,354,722	200,980,575
	計	1,159,502,242	1,094,550,600	1,109,383,254	1,131,753,671
税 額	土 地	5,786,815	5,834,607	5,849,233	5,824,626
	家 屋	7,335,582	6,483,072	6,683,104	6,931,819
	償 却 資 産	2,844,916	2,767,994	2,734,174	2,812,879
	計	15,967,313	15,085,673	15,266,511	15,569,324
納 税 義 務 者		80,177人	80,925人	81,638人	82,611人

(注) 1 20年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

### (2) 交付金及び納付金

区 分	17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度
課 税 標 準 額	11,194,171千円	11,105,881千円	10,977,770千円	9,914,127千円
税 額	156,717	155,481	153,688	138,797
納 税 義 務 者	22人	22人	21人	20人

備考 20年度から税目変更

### (3) 固定資産税合計

区 分	17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度
課 税 標 準 額	1,170,696,413千円	1,105,656,481千円	1,120,361,024千円	1,141,667,798千円
税 額	16,124,030	15,241,154	15,420,199	15,708,121

### 3 土地の概要

納税義務者 57,564人

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	18	191,204	46,351	31,169	34,287
	19	191,413	46,107	30,975	34,818
	20	191,481	45,921	30,855	35,200
評 価 額 ( )内は 課税標準額 (千円)	18	(417,601,555) 1,246,371,075	(13,230,986) 60,587,519	(6,359,683) 49,259,419	(341,390,900) 1,044,554,983
	19	(419,253,015) 1,187,877,203	(13,429,277) 54,307,462	(6,691,584) 45,333,123	(343,206,316) 1,001,087,806
	20	(417,934,481) 1,157,289,714	(13,768,289) 51,627,300	(6,918,569) 42,747,789	(341,167,142) 977,352,792
筆 数 (筆)	18	332,074	42,238	48,419	191,015
	19	334,113	41,268	48,042	194,417
	20	336,588	40,974	47,659	197,319
提示平均評価額 (円/㎡)	18		143	47	30,745
	19		143	47	29,100
	20		143	47	28,209
平均価格 ( )内は 最高価格 (円/㎡)	18	6,181	143 (169)	47 (83)	30,293 (346,719)
	19	5,890	143 (169)	47 (83)	28,603 (326,100)
	20	5,741	143 (169)	47 (83)	27,628 (310,939)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)  
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値  
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾泉地	池沼	山林	原野	雜種地
0.438	3,725	60,812	10,293	4,567
0.448	3,725	60,827	10,315	4,646
0.487	3,678	60,844	10,234	4,749
(91,147) 103,664	(124,411) 149,874	(1,698,653) 2,468,898	(452,589) 872,329	(54,253,186) 88,374,389
(94,200) 103,834	(121,605) 145,636	(1,727,555) 2,386,750	(456,239) 773,955	(53,526,239) 83,738,637
(95,933) 103,834	(119,390) 141,763	(1,664,140) 2,093,108	(439,587) 683,239	(53,761,431) 82,539,889
34	373	26,837	12,585	10,573
35	371	26,732	12,503	10,745
35	365	26,896	12,417	10,923
		21		
		21		
		21		
236,676 (3,117,643)	40 (43,042)	21 (35)	78 (52,676)	19,349 (292,000)
231,772 (3,117,643)	39 (40,615)	21 (35)	67 (49,596)	18,022 (275,000)
213,211 (3,117,643)	39 (38,774)	21 (35)	62 (47,748)	17,378 (262,000)

#### 4 家屋の概要

納税義務者数 61,996人

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	18	112,271	16,482 千㎡
	19	112,505	16,607
	20	112,855	16,813
木 造	18	81,055	8,700
	19	81,013	8,740
	20	81,098	8,802
非 木 造	18	31,216	7,782
	19	31,492	7,867
	20	31,757	8,011

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

#### 5 償却資産の概要

納税義務者数 個人 334人  
法人 2,299人

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	18	199,743,287 千円
	19	197,095,975
	20	202,884,567
構 築 物	18	22,535,566
	19	22,927,177
	20	22,328,748
機 械 及 び 装 置	18	70,933,732
	19	72,483,290
	20	80,924,521
船 舶	18	2,668
	19	2,032
	20	2,727
航 空 機	18	7,205
	19	27,611
	20	16,354
車 両 及 び 運 搬 具	18	760,955
	19	669,515
	20	628,485
工 具 器 具 及 び 備 品	18	35,630,001
	19	33,690,404
	20	33,878,235
法 第 389 条 関 係 分 ( 配 分 )	18	69,873,160
	19	67,295,946
	20	65,105,497

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	提示平均価格	平 均 価 格
479,777,873 千円	㎡当り	㎡当り 29,109 円
494,199,172		29,759
514,090,483		30,577
140,503,437	15,559	16,150
145,507,383	16,058	16,649
151,197,902	16,621	17,178
339,274,436	43,344	43,596
348,691,789	44,222	44,324
362,892,581	45,296	45,300

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
197,526,394 千円	1,010,719 千円	127,423,124 千円
195,098,902	1,037,262	127,505,253
200,834,428	1,187,144	135,185,008
21,967,613	256,445	21,711,168
22,414,431	280,196	22,134,235
21,823,445	291,853	21,531,592
70,072,473	739,685	69,332,788
71,747,075	742,414	71,004,661
80,090,634	827,423	79,263,211
2,668	0	2,668
2,032	0	2,032
2,727	0	2,727
7,205	0	7,205
27,611	0	27,611
16,354	0	16,354
760,955	0	760,955
669,515	0	669,515
627,842	642	627,200
35,622,929	14,589	35,608,340
33,681,851	14,652	33,667,199
33,811,150	67,226	33,743,924
69,092,551	—	—
66,556,387	—	—
64,462,276	—	—

## 6 年度別新增分家屋

区 分		18 年 度	19 年 度	20 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	695	787	839
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	85,008	98,532	107,540
		決定価格(千円)	4,148,058	4,798,115	5,257,122
	その他	棟 数 (棟)	153	144	138
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	16,413	17,473	18,105
		決定価格(千円)	694,586	750,400	810,276
木造以外の屋	棟 数 (棟)	465	512	473	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	149,754	132,649	155,854	
	決定価格(千円)	11,819,705	10,551,781	12,963,452	
合 計	棟 数 (棟)	1,313	1,443	1,450	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	251,175	248,654	281,499	
	決定価格(千円)	16,662,349	16,100,296	19,030,850	

備考 各年度とも概要調書の数値

## 7 年度別減少分家屋

区 分		18 年 度	19 年 度	20 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	594	685	677
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	40,226	43,636	42,071
		決定価格(千円)	447,640	428,118	372,848
	その他	棟 数 (棟)	595	555	593
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	30,144	33,400	34,316
		決定価格(千円)	105,016	136,313	161,088
木造以外の屋	棟 数 (棟)	289	280	301	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	62,055	44,609	36,701	
	決定価格(千円)	2,359,568	1,078,300	828,431	
合 計	棟 数 (棟)	1,478	1,520	1,571	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	132,425	121,645	113,088	
	決定価格(千円)	2,912,224	1,642,731	1,362,367	

備考 各年度とも概要調書の数値

## V 諸税・その他

### 1 市たばこ税

区 分	17 年 度	18 年 度	19 年 度
消 費 本 数	489,462 千本	464,163 千本	438,374 千本
調 定 額	1,446,316 千円	1,467,838 千円	1,433,894 千円

備考 18年度に税率改正 18年度調定額は、手持品課税分を含む

### 2 特別土地保有税

土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に創設。平成15年度より課税停止。

### 3 入湯税

区 分	17 年 度	18 年 度	19 年 度
課 税 人 員	951,332 人	857,751 人	867,132 人
調 定 額	100,167 千円	96,039 千円	100,291 千円

### 4 都市計画税

区 分	18 年 度	19 年 度	20 年 度	
課 標 準 税 額	土 地	454,799,206 千円	448,703,226 千円	443,957,410 千円
	家 屋	369,151,938 千円	380,911,382 千円	395,438,663 千円
	計	823,951,144 千円	829,614,608 千円	839,396,073 千円
調 定 額	1,641,737 千円	1,652,273 千円	1,671,845 千円	
納 税 義 務 者 数	53,595 人	54,211 人	55,025 人	

備考 20年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

### 5 国民健康保険税

区 分	18 年 度	19 年 度	20 年 度
調 定 額	6,500,614 千円	6,731,009 千円	5,103,116 千円
6割軽減対象世帯数	45,499 世帯	45,555 世帯	34,090 世帯
	12,969 世帯	12,923 世帯	7,560 世帯
	1,828 世帯	1,804 世帯	1,507 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値（介護納付金を含む）

## 6 軽自動車税

区 分		年度	賦 課 期 日 現 在 台 数				
			一 般	官 公 署	計 (1)		
総 数		18	82,524 台	459 台	82,983 台		
		19	83,710	465	84,175		
		20	85,009	456	85,465		
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下 (電気動力も含む)		18	14,806	54	14,860	
			19	14,288	54	14,342	
			20	13,841	51	13,892	
	90 cc 以下		18	1,423	32	1,455	
			19	1,316	31	1,347	
			20	1,276	29	1,305	
	125 cc 以下		18	770	6	776	
			19	782	6	788	
			20	818	7	825	
	ミニカー		18	44	0	44	
			19	60	0	60	
			20	84	0	84	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車 (125ccを超え250cc未満)		18	3,235	9	3,244	
			19	3,193	9	3,202	
			20	3,181	8	3,189	
	三 輪 車		18	3	0	3	
			19	3	0	3	
			20	3	0	3	
	四 乗 用 車	営 業 用		18	0	0	0
				19	0	0	0
				20	0	0	0
		自 家 用		18	33,844	66	33,910
				19	35,788	65	35,853
				20	37,702	63	37,765
	貨 物 用 車	営 業 用		18	457	0	457
				19	469	0	469
				20	552	0	552
	自 家 用		18	21,778	250	22,028	
			19	21,617	258	21,875	
			20	21,390	257	21,647	
	雪 上 用		18	2	0	2	
			19	2	0	2	
			20	2	0	2	
農 耕 用		18	2,668	12	2,680		
		19	2,662	12	2,674		
		20	2,674	12	2,686		
小 型 特 殊 (電気動力含む)		18	391	9	400		
		19	396	12	408		
		20	395	11	406		
二 輪 小 型 (250ccを超える)		18	3,103	21	3,124		
		19	3,134	18	3,152		
		20	3,091	18	3,109		

備考 課税状況の調第33表によります。



非課税台数 官公署分(2)	課税免除台数 身障減免等(3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額
459 台	558 台	81,966 台	373,155 千円
465	607	83,103	385,667
456	807	84,202	396,979
54	23	14,783	14,783
54	24	14,264	14,264
51	27	13,814	13,814
32	6	1,417	1,700
31	6	1,310	1,572
29	6	1,270	1,524
6	3	767	1,227
6	1	781	1,250
7	0	818	1,309
0	0	44	110
0	0	60	150
0	0	84	210
9	0	3,235	7,764
9	1	3,192	7,661
8	1	3,180	7,632
0	0	3	9
0	0	3	9
0	0	3	9
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
66	320	33,524	241,373
65	361	35,427	255,074
63	502	37,200	267,840
0	4	453	1,359
0	4	465	1,395
0	5	547	1,641
250	201	21,577	86,308
258	209	21,408	85,632
257	266	21,124	84,496
0	0	2	5
0	0	2	5
0	0	2	5
12	1	2,667	4,267
12	1	2,661	4,258
12	0	2,674	4,278
9	0	391	1,838
12	0	396	1,861
11	0	395	1,857
21	0	3,103	12,412
18	0	3,134	12,536
18	0	3,091	12,364

## 7 利子割交付金

区 分	17 年 度	18 年 度	19 年 度
長 野 県 全 体	1,538,051 千円	938,904 千円	1,268,591 千円
松 本 市	185,843 千円	114,003 千円	153,574 千円
按 分 率 3 月 ~ 7 月 分	12.04182 %	12.14527 %	12.14001 %
8 月 ~ 2 月 分	12.14527 %	12.14001 %	12.08530 %

## 8 配当割交付金

区 分	17 年 度	18 年 度	19 年 度
長 野 県 全 体	482,274 千円	876,557 千円	972,059 千円
松 本 市	58,382 千円	106,430 千円	117,761 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

## 9 株式等譲渡所得割交付金

区 分	17 年 度	18 年 度	19 年 度
長 野 県 全 体	798,626 千円	668,491 千円	575,976 千円
松 本 市	96,993 千円	81,153 千円	69,608 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

## 10 ゴルフ場利用税交付金

区 分	17 年 度	18 年 度	19 年 度
利 用 人 員	65,741 人	65,065 人	68,618 人
交 付 金	41,417 千円	40,991 千円	43,230 千円

## 11 特別地方消費税交付金

平成12年3月31日廃止

12 口座振替納付の状況調(19年度振替済分)

税目	期別	合計	件数	税額	調定額に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期			
						1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
市 県 民 税 ( 普 通 徴 収 )		71,420	71,420	件	36.1 %	19,762	16,896	17,369	17,393	19,762	16,896	17,369	17,393	19,762	16,896	17,369	17,393	19,762	16,896	17,369	17,393
		3,124,199	3,124,199	千円	47.0 %	958,372	702,121	727,521	736,184	958,372	702,121	727,521	736,184	958,372	702,121	727,521	736,184	958,372	702,121	727,521	736,184
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		176,947	176,947	件	54.2 %	48,656	42,256	43,108	42,927	48,656	42,256	43,108	42,927	48,656	42,256	43,108	42,927	48,656	42,256	43,108	42,927
		8,258,042	8,258,042	千円	48.8 %	2,622,963	1,854,588	1,892,218	1,888,274	2,622,963	1,854,588	1,892,218	1,888,274	2,622,963	1,854,588	1,892,218	1,888,274	2,622,963	1,854,588	1,892,218	1,888,274
軽自動車税 ( 全 期 )		21,096	21,096	件	35.8 %	21,096				21,096				21,096							
		85,874	85,874	千円	22.3 %	85,874				85,874				85,874							

税目	期別	合計	件数	税額	調定額に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期				5 期				6 期				7 期				8 期				9 期			
						1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
国民健康保険税		234,982	234,982	件	53.3 %	25,553	26,339	26,256	26,352	25,553	26,339	26,256	26,352	25,553	26,339	26,256	26,352	25,553	26,339	26,256	26,352	25,553	26,339	26,256	26,352	25,553	26,339	26,256	26,352	25,553	26,339	26,256	26,352	25,553	26,339	26,256	26,352				
		4,120,878	4,120,878	千円	60.9 %	556,995	447,014	445,631	446,786	556,995	447,014	445,631	446,786	556,995	447,014	445,631	446,786	556,995	447,014	445,631	446,786	556,995	447,014	445,631	446,786	556,995	447,014	445,631	446,786	556,995	447,014	445,631	446,786	556,995	447,014	445,631	446,786				

### 13 市税の徴収に要する経費

区 分		17 年 度	18 年 度	19 年 度
税 収 入 額	1 市 税	33,580,463 千円	33,970,841 千円	36,905,946 千円
	2 個 人 県 民 税	3,828,989	4,205,801	7,771,998
	3 計	37,409,452	38,176,642	44,677,944
市税及び個人県民税に係る徴税費	4 基 本 給	352,768	333,127	336,971
	5 諸 手 当	201,957	195,428	203,363
	(1) 超 過 勤 務 手 当	28,381	22,370	20,648
	(2) 税 務 特 別 手 当	482	514	572
	(3) そ の 他 の 手 当	173,094	172,544	182,143
	6 そ の 他	105,206	112,338	108,333
	7 小 計	659,931	640,893	648,667
	8 旅 費	1,156	1,082	1,162
	9 賃 金	4,713	4,103	4,694
	10 そ の 他	263,144	274,232	322,143
	11 小 計	269,013	279,417	327,999
	12 前 納 報 奨 金 ・ そ の 他	96	81	92
	13 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
	15 小 計	96	81	92
	16 そ の 他	2,545	2,298	2,231
	17 合 計	931,585	922,689	978,989
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18 納 税 通 知 書 数 に よ る 金 額	7,480	7,605	205
	19 納 税 義 務 者 数 に よ る 金 額	-	-	442,512
	20 徴 収 額 に よ る 金 額	253,121	292,330	54,261
	21 平 成 18 年 度 課 税 以 前 の 滞 納 繰 越 分 に よ る 金 額	-	-	20,820
	22 配 当 割 額 ・ 株 式 譲 渡 所 得 割 額 控 除 に よ る 還 付 ・ 充 当 金 額	-	-	899
	23 合 計	260,601	299,935	518,697
24 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-23)		670,984	622,754	460,292
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)		2.5 円	2.4 円	2.2 円
市税に係る徴税経費 (百円当たり)		2.0 円	1.8 円	1.2 円

備考 各年度とも課税状況の調第39表によります。

12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止。

## 14 証明・閲覧に関する調

### (1) 平成19年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地台帳の閲覧	1件	300円	土地台帳は地区ごと1件とする
公図の複写交付	1件	300円	1件増すごとに100円加算

### (2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び 税額証明	営業証明 (法人)	納税証明 (一般)	納税証明 (車検用)	資産に 関する証明 (土地・家屋等)	資産に 関する証明 (加算分)	車庫証明	登記用 通知	合 計
17	40,199 (7,637)	1,058	8,162	7,504	11,963 (412)	24,223 (523)	1	11,021	104,131
18	41,289 (8,050)	919	7,286	7,188	10,938 (427)	21,376 (499)	0	9,370	98,366
19	39,540 (8,252)	823	6,374	7,318	10,064 (306)	19,082 (242)	0	9,144	92,345

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の( )は内数で無料件数を表示

### (3) 閲覧及び公図の写し交付状況

(単位 件)

区分	17 年 度	18 年 度	19 年 度
土地・課税台帳の閲覧	1,568	1,524	1,608
公図の閲覧及び複写	3,829	3,319	3,162

備考 (2)・(3) 証明発行月報 全窓口集計による。

税目	年度	18																					
	区分																						
収入より 控除	青色専従者	完全給与額																					
	白色専従者	配偶者 860,000円 その他 500,000円																					
	給与所得控除	最低	650,000円																				
		最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)																				
所得 控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額																					
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療額																					
	社会保険料	支払った金額の全額																					
	小規模企業 共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金																					
	生命保険料	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額																				
		(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円																				
	(一般の生命保険料 個人年金保険料)	(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円																				
		(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円																				
	損害保険料	短期契約 最高2,000円、長期契約 最高10,000円、短期及び長期契約 最高 10,000円																					
	寄附金	市・県・県共同募金会・日本赤十字社長野県支部に対してなされたもの (総所得金額等×25%)または合計寄附金額のいずれか低い額)－10万円																					
障・老・寡・勤 除養	障・寡・勤各々	260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円) 老年者控除廃止																					
	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)																					
	特定・老人扶養	450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)																					
	同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち直系尊属で同居を常況としている者)																					
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)																					
	配偶者特別 基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円																					
市民 税	個人所得割	17年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円(扶養のあるときのみ)を超える人 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円を超え700万円以下の金額</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10%</td> </tr> </table> ※税額控除(定率) 算出所得割額×7.5% (市民税、県民税合計20,000円が上限) ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。		課税標準額	税率	200万円以下の金額	3%	200万円を超え700万円以下の金額	8%	700万円を超える金額	10%												
	課税標準額	税率																					
	200万円以下の金額	3%																					
200万円を超え700万円以下の金額	8%																						
700万円を超える金額	10%																						
均等割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人) 1,500円(均等割の納税義務を有する夫と生計を一にする妻で夫と同一市町村に住所を有する者)																						
税率	税割	・資本等の金額が1億円未満の法人13.9% ・資本等の金額が1億円以上の法人14.7%																					
法人 均等割	資本等の金額	従業員数	旧安曇・奈川・梓川地区 旧松本市・四賀地区																				
	(1) 50億円超	50人超	3,000,000円 3,600,000円																				
	(2) 50億円超	50人以下	410,000円 492,000円																				
	(3) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円 2,100,000円																				
	(4) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円 492,000円																				
	(5) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円 480,000円																				
	(6) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円 192,000円																				
	(7) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円 180,000円																				
	(8) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円 156,000円																				
	(9) 1千万円以下	50人超	120,000円 144,000円																				
(10) 1千万円以下	50人以下	50,000円 60,000円																					
※旧各村区域内(四賀・安曇・奈川・梓川地区)の法人に対して課する市民税の均等割は平成22年4月1日(以下基準日)以前に終了した事業年度分の法人の均等割及び期準日前の解散又は合併による法人の均等割については旧各村の税条例の例による。 ※法人税割は平成17年4月1日以降に終了する事業年度分から。予定・中間報告に際しては平成17年4月1日以降の申告から適用。																							
配当 控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 2.0% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 1.0% ※私募証券投資信託に係るものを除く																					
所得割課税の調整措置 {35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+ (県民税所得割－税額控除)}]＝調整額																							
非課税限度額 1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未成年者のみ) S15.1.2以前生まれは、年税額の2/3を減額																							
公的年金等に係る雑所得の金額																							
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合		イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>公的年金等の収入額(a)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> <tr> <td>130万円未満</td> <td>(a)－700千円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>(a)×75%－ 375千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(a)×85%－ 785千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(a)×95%－1,555千円</td> </tr> </table>		公的年金等の収入額(a)	雑所得の額	130万円未満	(a)－700千円	130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 375千円	410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 785千円	770万円以上	(a)×95%－1,555千円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>公的年金等の収入額(b)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> <tr> <td>330万円未満</td> <td>(b)－1,200千円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>(b)×75%－ 375千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(b)×85%－ 785千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(b)×95%－1,555千円</td> </tr> </table>		公的年金等の収入額(b)	雑所得の額	330万円未満	(b)－1,200千円	330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 375千円	410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 785千円	770万円以上	(b)×95%－1,555千円
公的年金等の収入額(a)	雑所得の額																						
130万円未満	(a)－700千円																						
130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 375千円																						
410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 785千円																						
770万円以上	(a)×95%－1,555千円																						
公的年金等の収入額(b)	雑所得の額																						
330万円未満	(b)－1,200千円																						
330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 375千円																						
410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 785千円																						
770万円以上	(b)×95%－1,555千円																						

税目	年度		18				
	区分						
固定資産税	税率	1.4%					
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円
	その他	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法			
			70%超	評価額の70%まで引下げ			
			60%～70%	前年度課税標準額据え置き			
		宅地	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5%			
				・上限 評価額×60%			
				・下限 評価額×20%			
	住宅地	100%超	本則課税となり引下げ				
		80%以上100%以下	前年度の課税標準額据え置き				
80%未満		前年度の課税標準額＋<A>×5%					
		・上限 <A>×80%					
		・下限 <A>×20%					
		<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。					
		*負担水準＝ $\frac{\text{平成17年度課税標準額}}{\text{平成18年度評価額} \times \text{特例}}$					
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車	四輪乗用(営)		5,500円		
		50cc以下	1,000円	(自)	7,200円		
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)	3,000円		
		125cc以下	1,600円	(自)	4,000円		
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車			
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの		2,400円		
		ア 軽自動車	農耕作業用自動車		1,600円		
		二輪	2,400円	その他の小型特殊自動車	4,700円		
		三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車	4,000円		
		市たばこ税	税率	改正前	紙巻たばこ等	2,977円/1,000本	旧3級品のたばこ
H18年7月1日改正	改正後			3,298円/1,000本		1,564円/1,000本	
	その他	返還に係る製造たばこについても同様 たばこ税の税率改正に伴い、改正時点で販売用たばこ30,000本以上所有者に対し「手持品課税」実施					
特別土地保有税	平成15年度から課税停止						
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円						
都市計画税	税率	0.2%					
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの					
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。					
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	
	旧松本地区	医療分	9.0%	22,200円	18,000円	530,000円	
		介護分	1.6%	4,440円	3,960円	90,000円	
	四賀地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円	
		介護分	1.2%	4,440円	3,960円	90,000円	
	奈川地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円	
		介護分	1.3%	4,440円	3,960円	90,000円	
	安曇地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円	
		介護分	1.2%	4,440円	3,960円	90,000円	
	梓川地区	医療分	6.6%	22,200円	18,000円	530,000円	
介護分		1.2%	4,440円	3,960円	90,000円		

平成17年度から平成21年度まで(5年間)不均一課税の実施

税目	年度		19			
	区分					
収入より控除	青色専従者	完全給与額				
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円				
給与所得控除	給与所得控除	最低	650,000円			
		最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)			
所得控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額				
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療額				
	社会保険料	支払った金額の全額				
	小規模企業等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金				
	生命保険料	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額			
		(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円			
		(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円			
		(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円			
	損害保険料	短期契約 最高2,000円、長期契約 最高10,000円、短期及び長期契約 最高 10,000円				
	寄附金	市・県・県共同募金会・日本赤十字社長野県支部に対してなされたもの {(総所得金額等×25%)または合計寄附金額のいずれか低い額}－10万円				
障・老・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円)					
扶養	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)				
	特定・老人扶養	450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)				
	同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)				
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)				
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円					
市民税	個人所得割	18年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円(扶養のあるときのみ)を超える人・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。				
		・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額				
	均等割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)				
	法人均等割	税割	・資本等の金額が1億円未満の法人13.9% ・資本等の金額が1億円以上の法人14.7%			
		均等割	資本等の金額	従業員数	旧安曇・奈川・梓川地区	旧松本市・四賀地区
			(1) 50億円超	50人超	3,000,000円	3,600,000円
			(2) 50億円超	50人以下	410,000円	492,000円
			(3) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	2,100,000円
			(4) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	492,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	480,000円
(6) 1億円超10億円以下			50人以下	160,000円	192,000円	
(7) 1千万円超1億円以下			50人超	150,000円	180,000円	
(8) 1千万円超1億円以下			50人以下	130,000円	156,000円	
(9) 1千万円以下	50人超		120,000円	144,000円		
(10) 1千万円以下	50人以下	50,000円	60,000円			
※旧各村区域内(四賀・安曇・奈川・梓川地区)の法人に対して課する市民税の均等割は平成22年4月1日(以下基準日)前に終了した事業年度分の法人の均等割及び期準日前の解散又は合併による法人の均等割については旧各村の税条例の例による。 ※法人税割は平成17年4月1日以降に終了する事業年度分から。予定・中間報告に際しては平成17年4月1日以降の申告から適用。						
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%			
	配当	課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%			
所得割課税の調整措置		{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)]=調整額				
非課税限度額		1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未成年者のみ。S15.1.2以前生まれは、年税額の1/3を減額)				
公的年金等に係る雑所得の金額						
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合		イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合				
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額				
130万円未満	(a)－700千円	330万円未満	(b)－1,200千円			
130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 375千円	330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 375千円			
410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 785千円	410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 785千円			
770万円以上	(a)×95%－1,555千円	770万円以上	(b)×95%－1,555千円			



税目	年度		19							
	区分									
固定資産税	税率	1.4%								
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円			
	その他	業地	評価負担水準		課税標準額算出方法		農地	評価負担水準		負担率
			70%超	評価額の70%まで引下げ		90%以上		1.025		
			60%～70%	前年度課税標準額据え置き		80～90		1.05		
		60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5%		70～80	1.075				
				・上限 評価額×60%		70未満	1.10			
		宅地	評価負担水準		課税標準額算出方法					
	100%以上		本則課税となり引下げ							
	80%以上100%未満		前年度の課税標準額据え置き							
80%未満	前年度の課税標準額＋ $\langle A \rangle \times 5\%$									
		・上限 $\langle A \rangle \times 80\%$								
		$\langle A \rangle \dots$ 今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。								
				*負担水準＝		$\frac{\text{平成18年度課税標準額}}{\text{平成19年度評価額} \times \text{特例}}$				
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車		四輪乗用(営)		5,500円				
		50cc以下	1,000円	(自)		7,200円				
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)		3,000円				
		125cc以下	1,600円	(自)		4,000円				
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車						
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車		ア 軽自動車		専ら雪上を走行するもの		2,400円		
二輪	2,400円	農耕作業用自動車		1,600円						
三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車		その他の小型特殊自動		4,700円				
						4,000円				
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{3,298\text{円}}{1,000\text{本}}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{1,564\text{円}}{1,000\text{本}}$					
	その他	返還に係る製造たばこについても同様								
特別土地保有税		平成15年度から課税停止								
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円								
都市計画税	税率	0.2%								
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの								
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。								
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	平成17年度から平成21年度まで(5年間)不均一課税の実施			
	四賀地区	介護分	2.4%	6,300円	5,600円	90,000円				
		医療分	7.2%	22,200円	18,000円	560,000円				
	奈川地区	介護分	2.0%	6,300円	5,600円	90,000円				
		医療分	7.2%	22,200円	18,000円	560,000円				
	安曇地区	介護分	2.0%	6,300円	5,600円	90,000円				
		医療分	7.2%	22,200円	18,000円	560,000円				
	梓川地区	介護分	2.0%	6,300円	5,600円	90,000円				
		医療分	7.2%	22,200円	18,000円	560,000円				

税目	年度		20		
	区分				
収入より	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
控除	給与所得控除	最低	650,000円		
		最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)		
所得	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療額			
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	生命保険料	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額		
		(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円		
		(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円		
		(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円		
	(一般の生命保険料 個人年金保険料)				
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
寄附金	市・県・県共同募金会・日本赤十字社長野県支部に対してなされたもの {(総所得金額等×25%)または合計寄附金額のいずれか低い額}－10万円				
障・老・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円)				
除養	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)			
	特定・老人扶養	450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)			
	同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
配偶者特別	配偶者の所得により30,000円～330,000円				
基礎	330,000円				
個人	所得割	19年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円(扶養のあるときのみ)を超える人・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
	均等割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)			
法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%			
	均等割	資本金等の額	従業員数	旧安曇・奈川・梓川地区	旧松本市・四賀地区
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	60,000円
		(2) 1千万円以下	50人超	120,000円	144,000円
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	156,000円
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	180,000円
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	192,000円
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	480,000円
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	492,000円
		(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	2,100,000円
(9) 50億円超		50人以下	410,000円	492,000円	
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円	3,600,000円		
※旧各村区域内(四賀・安曇・奈川・梓川地区)の法人に対して課する市民税の均等割は平成22年4月1日(以下基準日)前に終了した事業年度分の法人の均等割及び期準日前の解散又は合併による法人の均等割については旧各村の税条例の例による。 ※法人税割は平成17年4月1日以降に終了する事業年度分から。予定・中間報告に際しては平成17年4月1日以降の申告から適用。					
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%		
	配当	課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%		
所得割課税の調整措置		[35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円]－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}]＝調整額			
非課税限度額		1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未成年者のみ)。			
公的年金等に係る雑所得の金額					
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合					
		公的年金等の収入額(a)	雑所得の額		
		130万円未満	(a)－700千円		
		130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 375千円		
		410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 785千円		
		770万円以上	(a)×95%－1,555千円		
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合					
		公的年金等の収入額(b)	雑所得の額		
		330万円未満	(b)－1,200千円		
		330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 375千円		
		410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 785千円		
		770万円以上	(b)×95%－1,555千円		

税目	年度		20																																																										
	区分																																																												
固定資産税	税率	1.4%																																																											
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円																																																							
	その他	業地	評価負担水準		課税標準額算出方法		農地	評価負担水準	負担率																																																				
			70%超	評価額の70%まで引下げ		90%以上		1.025																																																					
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き		80～90		1.05																																																					
			60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%		70～80		1.075																																																					
	住宅地	住地	評価負担水準		課税標準額算出方法		70未満	1.10																																																					
			100%以上	本則課税となり引下げ																																																									
			80%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き																																																									
	80%未満	前年度の課税標準額＋＜A＞×5% ・上限 ＜A＞×80%																																																											
＜A＞・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率																																																													
1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。																																																													
						$*負担水準 = \frac{\text{平成19年度課税標準額}}{\text{平成20年度評価額} \times \text{特例}}$																																																							
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>四輪乗用(営)</td> <td></td> <td>5,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>(自)</td> <td></td> <td>7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>四輪貨物(営)</td> <td></td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>(自)</td> <td></td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> </table> イ 小型特殊自動車 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の小型特殊自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,700円</td> <td></td> </tr> </table> 3. 二輪の小型自動車 4,000円												50cc以下	1,000円	四輪乗用(営)		5,500円		90cc以下	1,200円	(自)		7,200円		125cc以下	1,600円	四輪貨物(営)		3,000円		ミニカー	2,500円	(自)		4,000円								専ら雪上を走行するもの				2,400円		農耕作業用自動車				1,600円		その他の小型特殊自動車				4,700円	
50cc以下	1,000円	四輪乗用(営)		5,500円																																																									
90cc以下	1,200円	(自)		7,200円																																																									
125cc以下	1,600円	四輪貨物(営)		3,000円																																																									
ミニカー	2,500円	(自)		4,000円																																																									
専ら雪上を走行するもの				2,400円																																																									
農耕作業用自動車				1,600円																																																									
その他の小型特殊自動車				4,700円																																																									
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等		$\frac{3,298円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ		$\frac{1,564円}{1,000本}$																																																						
市たばこ税	その他	返還に係る製造たばこについても同様																																																											
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																												
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																																																												
都市計画税	税率	0.2%																																																											
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																																																											
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																																																											
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	平成17年度から平成21年度まで(5年間)不均一課税の実施																																																						
								旧松本地区	医療分 6.5%	16,500円	13,200円	470,000円																																																	
	四賀地区	支援均分 2.5%	5,700円	4,800円	120,000円																																																								
		介護分 2.4%	6,300円	5,600円	90,000円																																																								
		医療分 5.3%	16,500円	13,200円	470,000円																																																								
	奈川地区	支援均分 2.5%	5,700円	4,800円	120,000円																																																								
		介護分 2.2%	6,300円	5,600円	90,000円																																																								
		医療分 5.3%	16,500円	13,200円	470,000円																																																								
	安曇地区	支援均分 2.5%	5,700円	4,800円	120,000円																																																								
		介護分 2.2%	6,300円	5,600円	90,000円																																																								
		医療分 5.3%	16,500円	13,200円	470,000円																																																								
	梓川地区	支援均分 2.5%	5,700円	4,800円	120,000円																																																								
		介護分 2.2%	6,300円	5,600円	90,000円																																																								
		医療分 5.3%	16,500円	13,200円	470,000円																																																								

## 市 税 概 要

平成20年10月

編 集 松 本 市 財 政 部  
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所  
松本市丸の内3番7号  
TEL 34-3000